

| 会 議 記 録    |                                                                                                                                                        |             |              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 会 議 の 名 称  | 環境厚生常任委員会                                                                                                                                              | 会議場所 第3委員会室 |              |
|            |                                                                                                                                                        | 担当職員 八木     |              |
| 日 時        | 平成25年3月7日(木曜日)                                                                                                                                         | 開 議         | 午前 10 時 00 分 |
|            |                                                                                                                                                        | 閉 議         | 午後 4 時 27 分  |
| 出席委員       | ◎明田 ○酒井 苗村 竹田 藤本 眞継 立花 西口                                                                                                                              |             |              |
| 理事者<br>出席者 | 坂井病院事業管理者 野中管理部長 赤間病院総務課長 小笹医事課長<br>森環境市民部長 吉田保険医療課長 西田保険医療課副課長 野々村高齢者医療係長<br>亀井国保給付係長<br>武田健康福祉部長 小川こども福祉課長 河原こども福祉課副課長 玉記高齢福祉課長<br>俣野健康増進課長 塚本保健庶務係長 |             |              |
| 事務局        | 今西局長 阿久根係長 八木                                                                                                                                          |             |              |
| 傍聴者        | 市民 一名                                                                                                                                                  | 報道関係者 一名    | 議員 一名( )     |

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

日程説明・資料確認

～10:05

### 2 議案審査

[理事者入室] 市立病院

<病院事業管理者>

あいさつ

(1) 第11号議案 平成25年度亀岡市病院事業会計予算

<病院総務課長>

資料に基づき説明

～10:22

[質疑]

<苗村委員>

① P18、医業収益の他会計負担金190,304千円について、救急医療経費166,082千円以外の内訳は。

② 予算書記載の平成24年度決算予定では135,228千円の赤字である。累積欠損金の解消策は。

<病院総務課長>

① 退職給与金24,222千円を一般会計及び上下水道会計から繰り入れるもの。

<管理部長>

② 前提として、予算書の平成24年度の収支は、あくまでも平成25年度当初予算編成時に見込んだものと理解されたい。今後補正予算を提案する。

平成23年度末に医師が1名退職し、13名となったことにより、入院患者数が見込み80人から73人に減少し、1億円程度の収益減となる。電子カルテの導入に伴い減価償却費、起債の償還費、保守管理等で約6千万円の経費増である。安定した経営には入院、外来の医業収益の増、そのための医師確保が重

要であり、それによって欠損金を解消していきたい。状況は厳しいが。

<苗村委員>

平成25年度予算に医師の確保に係る経費は計上されているか。

<管理部長>

医師確保には日々努力している。予算は医師14人で積算し、入院80人／日が経営目標である。さらに医師が確保できればさらに収益は改善する。

<竹田委員>

新たに設置する太陽光発電は院内の電力需要にどの程度対応できるのか。

<管理部長>

院全体の消費量は15万kW／月、5,000kW／日。現在の自家発電機の能力は約10kW、入院患者の病室を何とか賄える程度である。太陽光発電も10kWの予定。自家発電機は震災等で燃料確保が課題になる可能性もある。内部留保資金を活用する。単費。

<明田委員長>

設置場所を拡大することは可能か。

<管理部長>

2、3階屋上に100枚程度のパネルを設置する予定である。拡大するなら別の場所を検討する必要がある。

<竹田委員>

太陽光発電は、非常時以外は売電するのか。

<管理部長>

災害時の対策として設置するが日常は自家消費する。実施段階で詳細を整理する。

<藤本委員>

10kW以下の発電設備では売電と自家消費の併用は不可能ではないか。

<管理部長>

災害時以外は自家消費の予定である。

<藤本委員>

P21、修繕費の内容は。

<病院総務課長>

公用車の車検、空調、電気設備、ベッド、自動ドア等である。

<立花委員>

①医師確保の見込みは。

②資料P4、企業債の償還について、建設当初からの経過は。

③P24、企業債に係る医療機器の内訳は。

<病院事業管理者>

①本院は府立医大との関係が強く、医局人事によって異動がある。またそれぞれ医師によって取り組み方に差異があることから収益にも多少影響がある。

平成25年4月から外科1名、内科2名が交替する。院長中心に市民により良い医療が提供できるよう努力いただいている。モチベーションを保てる職場や医療機器の整備など環境整備を図りたい。本院の柱である消化器内科についても人事の展開が予想されることから期待している。大学によらない医師の確保として民間サイト等を活用し非常勤医師を確保しており、その中から常勤医師を確保できないかとも考えている。

<管理部長>

②平成25年度はCTの償還、平成26年度からは電子カルテの償還が含まれる。

医療機器は4年償還であり、平成31年度に償還額が大きく減少する。建設時の政府資金は1億6千万円程度、30年間継続する。減価償却費も電子カルテを除くと建設に係るものとなる。

<病院総務課長>

③予定である。HD肩関節鏡手術システム、高周波手術システム、眼科手術システム、ユニバーサルコアフレーム、上部消化管スコープ等である。

<藤本委員>

要望である。安定した医師確保が重要であり引き続き努力されたい。

<病院事業管理者>

そのとおりである。勤務いただく医師には学会や研究に係るサポートなど様々な面からも努力したい。

<眞継委員>

①P18、他会計繰入金のうち、退職給与金として一般会計の他、上下水道会計からの繰り入れもあるとのこと。理由は。

②退職給与の対象は。

③平成25年度は赤字予算である。太陽光発電システムを赤字年度に単費で整備しなくてはならない理由は。

④病院事業は累積欠損が計上されているので、内部留保資金は利益の積み上げでなく減価償却費分である。平成24年度決算予定と平成25年度予算の合計で2億円近い赤字となる。キャッシュフローはどうか。

<管理部長>

①②市職員の退職者は最終的な所属で退職金を計上する整理を行っている。病院所属の事務職員1名が来年度退職する予定であるが、当該職員は過去に上下水道部に所属していた期間があったので、その分を繰り入れている。

④累積欠損金は帳面上の赤字である。内部留保資金は資本的収支の不足には充当できるが累積欠損金の補填はできない会計上のルールがある。通常、内部留保資金は施設設備等の更新に充てるものである。しかし、病院事業においては起債し交付税措置を受けた方が有利である。予算としては厳しく積算しているが医師が確保できれば収益は回復できると考える。

<病院事業管理者>

③東日本大震災から本院として様々な検討を続けてきた。その中で災害対応としての非常用電源の確保、自然エネルギーの活用観点から導入する。予算は単費で計上しているが国の補助等を活用する検討を行っている。

<眞継委員>

災害対策としての太陽光発電システムの意義は十分理解している。太陽光発電システム1,000万円は減価償却していく。4,900万円の赤字に対して1,000万円の投資は決定的な影響を与えない。しかし、市民は病院経営に厳しい目線を持つ。投資の必要性に十分な整理がなされているべきである。予算が赤字である時は特に慎重な検討が必要と考える。要望。

<病院事業管理者>

経営面から新たな投資に慎重な態度で臨むべきとする意見は全くそのとおりである。しかし、東日本大震災で現れた非常に困難な状況を知るに、命を預かる病院の使命を改めて強く認識した。予算的には赤字の状態での投資になるが事業の重要度を考え判断した。執行にあたっては国の補助等を十分検討したい。

<藤本委員>

質問ではないが、病院駐車場を企業に貸与し、屋根を整備しその上に太陽光発電システムを設置し、売電する。企業も用地確保に動いている。年間1,000万円程度の収益が見込めるのではないか。参考にされたい。

<西口委員>

①P18、医療相談収益に係る人間ドックの状況は。収益増のため、受診を増やせないか。市民は京都市内で受診する例が多い。

②病院に対する苦情を多く聞く。入院を断られたり等あるらしいが対応は。

<病院事業管理者>

①常勤医で対応しており本院の規模、設備等から、現状の170人／年程度が適切に対応できる範囲であると考え。現状で拡大することは困難。

②外来等では待ち時間が長期に及ぶこと等に対して意見をいただいております。入院については医師の判断によるので、適切な医療を施せる場合でないといけないことは難しい。入院できない場合のしっかりとした事情説明が重要であり、日々指導している。

<明田委員長>

医師確保は長年の課題である。医師確保の目標人数を現在の14名から、16、17名とすることはできるのか。病床数等による制限は設けられているのか。

<病院事業管理者>

病院規模により必要な医師数は定められておりその基準は満たしている。医師数が増えることはかまわない。後期研修医を受け入れ可能であるのでアピールはしている。大学によらない医師の確保も重要であるが、医局との連携も非常に重要で欠かすことはできない。また、収益は診療報酬によるが次回の改定予定等の情報を得るに厳しい内容も予想される部分がある。しっかり対応していきたい。

<明田委員長>

改革プランの実行により一時は黒字転化した。今後も努力願う。

[理事者退室]

～11:12

[理事者入室] 環境市民部

<環境市民部長>

あいさつ・概要説明

(2) 第2号議案 平成25年度亀岡市国民健康保険特別会計予算

<保険医療課長>

資料に基づき説明

～11:37

[質疑]

<苗村委員>

①国保運営協議会では財政状況等に関わる詳細な資料が提出されている。本委員会にも同等の資料提出を求める。

②脳ドックの見直し内容について、詳細を説明されたい。国保運営協議会では詳細な議論がされている。資料提出を求める。

国保運営協議会で詳細に議論しているが常任委員会に対しても十分説明すべき。

<環境市民部長>

①②先ほどの説明は説明様式に沿って行ったものである。資料は提出する。

<保険医療課長>

②国保運営協議会では疾病予防等の視点から脳ドックについて医学的な根拠の疑問と、医学的な根拠に疑問がある健診を厳しい国保財政で負担していることへの疑問が出された。所管課としては被保険者のニーズも高く事業継続を考えていた。国保運営協議会において様々に議論が行われたが、検討の結果、自己負担を3割から5割にし、募集定員は変更せず実施することとし予算計上した。

<苗村委員>

保険料の算出根拠等の資料を求める。

<竹田委員>

脳ドックの自己負担割合増の理由が医学的根拠に疑問があるとのことだが。詳しくはどのようなことか。

<保険医療課長>

検査の結果、脳の疾患が発見される実績がほとんどなかった。要精密検査等の検査結果となった場合でも、特定健診等で検査できる血液検査で発見できるものが多かった。脳ドックの効果を否定しているわけではない。厳しい国保財政において費用対効果の面から事業見直しの必要性が議論された。過去から継続して行っている事業であるので、自己負担割合を増加させ継続することとした。

<竹田委員>

脳ドックは市民ニーズが高いはずだが。

<保険医療課長>

定員200名で募集し、上回る500名の応募がある。しかし40歳以上が対象となるので、潜在的な対象者は約17,000人となる。

<竹田委員>

脳ドックは定員200名に対して500名の応募である。人間ドックはどうか。

<保険医療課長>

定員500名に対してほぼ同数の応募である。

<竹田委員>

定員に対してのニーズは高いのに潜在的な対象者に対しての応募数からニーズが少ないと判断したのか。数字のごまかしではないか。

<立花委員>

①国保運営協議会に委員として参加している。運営協議会では医師から説明を受けた。脳ドックで疾患が発見され治療されることはほとんどないとのことである。アメリカでは脳ドックは実施されていないとのこと、日本でも実施していない他自治体がある。国保から経費を負担するほどの必要性があるのかと、医療関係者から意見があったのである。運営協議会委員の被保険者代表からは必要性を感じないとの意見が大勢であった。議論の結果として、希望する市民もいることから脳ドック自体を廃止するのではなく、自己負担割合を増加させることによってその役割を検討していこうということである。医学的な論文も資料として存在する。

②歳入の説明として基準額等は明確に説明すべきであった。

<竹田委員>

運営協議会での議論は理解した。個人的に脳神経外科の医師から、脳ドックに効果があるとの意見を聞いたので疑問があった。

<明田委員長>

運営協議会では以前から効果を疑問視する医療関係者の強い意見があった。議会

選出の委員は市民ニーズが高いことから存続を主張していた。先の運営協議会ではその他被保険者代表委員である一般市民から脳ドックの必要性に否定的な意見があったところであり、3割から5割へ負担を増加させることで一定の結論としたと思う。

<環境市民部長>

脳ドックに全く意味がないわけではない。ドックの目的は発見して治療することであるがそのようなケースは非常に稀である。従って治療効果まで検討したなかで、公費を投ずる事業として費用対効果の面から疑問が呈されたのである。日本の脳学会でも基本的にはそのような認識である。しかし、一般的な人気はあることから運営協議会で集中審議いただき提案の形にまとめたものである。

<西口委員>

事業の評価観点が誤っている。

脳ドックによる実際の医学的な効果よりも、市民は安心、確認と捉えて脳ドックを受診している。市民全体がそのような考え方である。市民の健康確認という意識を重視するのか、医療関係者の医学的な知見を重視するのかの差である。負担割合を増やすことは事業廃止の方向付けである。ドックに対する基本的な認識に誤りがある。

<藤本委員長>

資料について歳出は理解できるが歳入が分かりにくい。表で見比べられるのが望ましい。決算時しかわからないのか。また、被保険者が増加しているが、要因として新規加入者が増加しているのか、団塊世代の退職被保険者が増加しているのか。財政状況もわからない。

<明田委員長>

何に関する質疑を行っているのか。

<藤本委員>

P 1、被保険者増加の理由は。

<保険医療課長>

被保険者数等は異動が多い。市の人口構成から鑑み退職等により新たに加入する数も見込まれる。

<明田委員長>

被保険者の年齢構成は国保運営協議会で資料提出されているので同様の資料で説明できるはずである。

<藤本委員>

新規加入はどうか。

<明田委員長>

新規加入の定義が難しいであろうが答弁は可能か。

<藤本委員>

世代別加入者数の前年比がわかれば把握できるのではないか。

<明田委員長>

資料提出は可能か。

<保険医療課長>

決算時における社会保険から国保への移行等の資料、死亡等の理由による数等は提出できる。

<苗村委員>

脳ドックにより疾患が発見されて治療された市民を知っている。市民の安心と、

確率は低いかもしれないが実際に効果を発揮した例もある。廃止の方向ではなく、国保事業の重要な柱として継続されたい。

<明田委員長>

脳ドックについては本委員会の委員の多くが廃止の方向に反対している。自己負担を増加させることについて再考を願う。

<環境市民部長>

脳ドックを廃止する方向ではない。運営協議会の議論においては廃止を主張する意見もあった。しかし、市民の安心を求めるニーズがあることも事実である。従って自己負担を増加させることで一定の調整を行ったものである。廃止を想定しているものではない。

～ 12 : 08

(3) 第7号議案 平成25年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

<保険医療課長>

資料に基づき説明

～ 12 : 14

[質疑]

<苗村委員>

①短期証の発行数。

②被保険者の納付相談は本市窓口でも対応しているのか。

<保険医療課長>

①6月の短期証を発行している。平成25年2月1日現在、8人。

②対応している。

<苗村委員>

短期証は対象者に届いているのか。

<保険医療課長>

配付している。

<立花委員>

P386、滞納繰越分普通徴収保険料は短期証発行8人に関係するのか。平成23年度及び平成24年度における滞納者数は。累積なので同一人物が制度開始以来滞納を継続しているのか。短期証発行の8名以外に保険料の滞納はないのか。滞納繰越分普通徴収保険料の内訳を説明されたい。

<保険医療課長>

滞納とは1期でも未納がある場合をいう。平成23年度の現年分滞納者数は15人、滞納繰越分が65人。

短期証は、既納付の保険料が納付すべき保険料の1/2に満たない者に対して発行すると広域連合の要綱に定めている。平成24年8月現在で、短期証発行条件に該当する者が33人。そのうち納付相談等を行い分割納付等の誓約ができた者以外の8人に短期証を発行している。

<立花委員>

滞納繰越分普通徴収保険料に該当する者は短期証を発行している8人だけか。

<保険医療課長>

8人だけではない。府外転出等で異動もある。

<明田委員長>

資料提出は可能か。

<苗村委員>

短期証発行の条件に該当する者が33人で、そのうち納付相談に来た者が8人でそれらの者に短期証を交付したのか。

<保険医療課長>

33人のうち分納計画等が提出された者には普通証を交付している。できなかった8人には短期証を発行している。

<明田委員長>

先ほどの立花委員要求資料の内容は。

<立花委員>

P386、滞納繰越分普通徴収保険料で計上されている17,158千円の内訳を示されたい。制度当初からの累積滞納者の人数、滞納額。件数、人数等の積算根拠である。

<保険医療課長>

歳入の予算額は滞納調定額から徴収率等を乗じて積算しており滞納額そのものではない。委員要求の滞納者1人毎の滞納額資料については提出可能か調査する。

<立花委員>

件数を提出されたい。

<明田委員長>

立花委員要求の資料を提出されたい。

[理事者退室]

～12:27

<休憩 12:27～13:30>

[理事者入室] 健康福祉部

<健康福祉部長>

あいさつ・概要説明

(4) 第4号議案 平成25年度亀岡市休日診療事業特別会計予算

<健康増進課長>

資料に基づき順次説明

[質疑]

なし

～13:40

(5) 第6号議案 平成25年度亀岡市介護保険事業特別会計予算

<高齢福祉課長>

資料に基づき説明

～14:50

[質疑]

<竹田委員>

①P7、包括ネットワーク会議について、国は平成27年度から地域ケア会議を



明確に位置付けるが関連はどうか。

- ② P 7、地域包括支援センター運営業務他委託料であるが、各包括によって委託料に差がある。理由は。

<高齢福祉課長>

- ①平成27年度の地域ケア会議の法整備に向けて事務的にも検討を進める必要性を認識している。国の動向を注視して対応していきたい。包括ネットワーク会議については直接的に繋げるまでの検討はしていないが将来的な展開も考慮しながら調整していきたい。
- ②委託料は65歳以上の人口割で算出している。

<竹田委員>

- ①2会議は性質が異なる。ネットワーク会議も設置されていない本市において、個別ケースを取り扱うケア会議を現在のままで実施することは困難であろう。現場の混乱等が生じないように十分に整理して対応されたい。
- ②包括には3職種を配置しなければならないが、人口割による委託料だと実際の人員配置に困難が生じないか。

<健康福祉部長>

- ①本市では包括の運営協議会は行っているが、忌憚のない意見交換の場としてのネットワーク会議は設置していなかった。まずはそのような場の設定から始めるとし予算化した。国が想定するケア会議は個別ケース毎に会議をもつものであり、本員会で視察された和光市の方法である。スムーズな展開を期待し、その下地となることも期待している。
- ②包括は平成24年度に3から5に増設した。担当エリアの高齢者人口に応じ委託料を積算している。3職種の積算も含んでいる。包括毎に人数積算を変化させている。平成24年度は引き継ぎ等に要する経過措置として委託料を上乗せした。単価については今年度改善した。

<竹田委員>

- ②現場が十分働けるよう適切な方法の検討を続けられたい。

<苗村委員>

- ① P 2、居宅介護住宅改修費及び居宅介護サービス計画給付費の詳細の再説明を。
- ② P 8、住宅改修支援事業助成金制度の再説明を。
- ③ P 3、社会福祉法人等による利用者負担額減免経費について、利用料負担の大きさからサービス利用を躊躇う可能性の一般質問に対して、市長が「考えていかななくてはならない。」と答弁している。利用料軽減策の考えは。

<高齢福祉課長>

- ①居宅介護住宅改修費316件／年。居宅介護サービス計画給付費1,171件／月。
- ②住宅改修に係る理由書をケアマネージャーが作成した場合の手数料、単価2,000円。
- ③市独自の制度を創設する考えはない。

<苗村委員>

- ③市長答弁は具体的なものではなかったが、ヘルパーの時間短縮等で実際にサービス内容が低下しており対応していく必要があるだろうとのことであった。平成25年度予算への反映、市長答弁の予算への反映はどうか。

<健康福祉部長>

- ③平成24年6月定例会における苗村委員の一般質問は、居宅介護のサービス時

間区分が60分から45分になったことに関わり、実質的なサービス低下を補う方法として市独自の利用料軽減制度創設を指摘する内容であった。

答弁は「確かにその必要はあると思っております。ただ、利用される方もこの時間短縮によりまして、1割負担の部分のその負担料ですね、利用料ですね、これも多少は安くなるんですね。そういったこともありますから、よく制度の内容を説明をさせていただきたいと思います。」である。

時間区分の変更による利用者への影響については市長の指示、また、府の照会もあった。調査の結果、本市では事業所は特に苦情等は受けていないとのことであった。一部自治体では苦情等があったとのことである。本市は制度の説明とともに苦情等があれば連絡いただき対応していく旨を示している。

<苗村委員>

- ③事業所からは苦情の事実を報告しにくいとの意見もあるようである。利用者自身から不満を訴えるのは難しい。事業者だけでなく利用者やその家族等から意見を聞かないと実態は捉えにくい。

<健康福祉部長>

- ③委員におかれては、利用時間区分変更の意義について十分承知されているはずである。今後も利用者からの苦情、意見には十分耳を傾けていきたい。

<立花委員>

- ①資料P4、1人あたりの給付額等の数値であるが9割分で集計しているのか。  
②P352、滞納繰越分普通徴収保険料4,876千円について、滞納額全体は。件数は。滞納がある場合にサービスは利用できないのか。  
③P7、介護予防講座の開催場所は。中心市街地か、周辺部か。

<高齢福祉課長>

- ①9割分である。  
②平成24年度末滞納見込額は50,852,141円。674人。  
滞納が続くとサービス給付が制限される。今年度2人。1人は1月。もう1人は8月。訪問し制度の主旨等を説明して了解のうえ給付制限の対応を行っている。  
③12月定例会でガレリアのエイジレスセンターを安心長寿センターとして介護予防の拠点施設とすることを説明した。従来は亀岡会館で筋力向上教室等を中央型として実施していた。安心長寿センターの開設により開催回数等を拡大する予定である。周辺部への対応についてはモデル地区を設定し検討する。将来的にはそれぞれの地域で開設できることが望ましい。

<眞継委員>

- ①施策概要P1、介護認定には新規と継続があるとのこと。在宅、施設合わせて1,300件が新規認定の予定とのこと。  
資料P3、認定者合計数の平成23年度と平成24年度の比較では約100件の差がある。つまり1,300件の審査を行い新規に認定に至るのが約100件ということか。  
②施策概要P8、介護相談員を8名から12名に増員することの理由と目的は。  
③給付額19%増の予算である。将来予測は。

<高齢福祉課長>

- ①確認し後程答弁する。  
②現在8名で各特別養護老人ホームを巡回している。現場では様々に意見をいただいており、増員によりさらに多くの意見を聴取できるものと考えている。

③認定者は年５％ずつの増加であり、高齢者の増加等を考えると給付の増加が見込まれる。介護予防を充実することで給付を抑える対策になると考えているが、実際のどの程度、給付額を抑制する効果として表れるかは不明な部分もある。

<苗村委員>

P 7、介護予防事業費、嘱託職員報酬、言語聴覚士について、どのような役割を果たしているのか。また、福祉センターで月１回程度、聞こえの相談が実施されているが、連携等はどうか。

<高齢福祉課長>

言語聴覚士は約１０年、保健センターで配置している。当初はこどもの言葉の遅れへの対応として配置。その後介護予防、嚥下の指導等を担っている。聞こえをメインにしていない。現在のところ、福祉センターとの連携はない。

<苗村委員>

聞こえの問題は社会参加の意欲に大きく影響する。介護予防の観点から人材を活用し連携等も考慮されたい。

<高齢福祉課長>

様々に可能性のある意見である。今後検討したい。

～ 15 : 28

#### (6) 第48号議案 亀岡市子ども医療費助成条例の一部改正

<子ども福祉課長>

資料に基づき説明

～ 15 : 30

[質疑]

<立花委員>

- ①対象人数は。
- ②条例改定に係る部分のみの予算額は。
- ③小学生での実績は。
- ④請願の主旨をどのように捉えているのか。南丹市等実施自治体は増加している。窓口２００円を実施した場合の積算は。対象を１歳ずつ上昇させていくなど他の方法を検討したのか。

<子ども福祉課長>

- ①2, 400人。
- ②125件／月、平成25年7月受診分から、5,040円／1人、567万円。
- ③平成23年7月受診分から、平成23年度、1,004件、4,585,036円。平成24年度、1,511件、7,927,339円。
- ④請願は重く受け止めている。  
国保の資料を基に積算すると約6,500万円。また、別の資料を基にすると9,000～9,500万円程度。多額の経費を恒久的に要することから市全体の財政状況を鑑み検討する必要があると考える。

<健康福祉部長>

- ④1歳ずつ対象を拡大する方法を城陽市が採用した。問い合わせたところ市民から厳しい批判を受けたとのことである。つまり、対象年齢より上の年齢の子どもはずっと助成が受けられないからである。  
まずは、負担の大きい部分への対策を行うこととした。制度の拡大には国等の動向や、市財政の状況を十分検討する必要がある。委員提案の1歳ずつの対象

拡大案も事例を鑑みると実施は難しい。

<立花委員>

1歳ずつ対象を拡大するのは、制度を進める一つの方策であり事例を出しての反論は部長の答弁としては望ましいものではないと指摘しておく。

窓口200円試算の再説明を。

<こども福祉課長>

小学生の通院費について、小学校卒業までの必要経費を、国保会計を基に積算すると約6,500万円である。別の積算資料は本市での3,000円を超えた分の実績を基礎としたものであり、これを適用すると9,500万円程度である。ただし、様々なシミュレーションがあることは理解されたい。いずれにしても多額の経費を要するものである。

<立花委員>

条例改正内容については現在の制度からの前進と理解し評価している。

中学生になれば体調も安定し医療費負担も低下すると理解している。こどもの医療費を助成することで子育てを支援することになる。

<こども福祉課長>

子育て家庭の支出を軽減することで子育て環境の改善を図る思いは同じである。中学校までを子育てを考え、負担の大きい部分を改善することにより本市全体の子育て環境を整備しようとする主旨を理解いただきたい。

～15:45

<高齢福祉課長>

第6号議案の介護保険事業特別会計予算における真継委員の、介護認定審査に係る新規認定の質疑について答弁する。

新規申請には、純粋に初めて認定を受けられる方と要支援認定を受けている方で区分変更が生じる場合がある。従って年度毎の認定者合計の比較と審査手数料の積算において差が生じているものである。

<真継委員>

認定者数と審査手数料の積算を比べると理解しにくい。更新分を除くとどうか。本来の新規認定を比べると審査の結果どの程度が認定されるのか。

<健康福祉部長>

年度末の集計で比較すると純増は100名程度である。介護認定は有効期間があり更新のたびに認定審査を受けることになる。

認定審査の結果であるが、申請者の大部分が要支援・要介護の認定を受けている。

[理事者退室]

～15:50

<休憩 15:50～16:00>

#### 4 討論～採決

[自由討議]

なし

[討論]

<苗村委員>

7号議案について、来年度の保険料値上げはないが、75歳以上別立ての保険である。本市は資格証を発行していないが、保険料の滞納がある。別立ての高齢者医療保険制度は非常に問題がある。反対。

<立花委員>

48号議案の修正案を提出する予定である。

7号議案について、内訳資料がないので不明な部分があるが、広域連合でやられている。短期証のみであるが、滞納者はさらに多い。短期証以前の問題。資料がないのでわからないが。全国的にも様々に問題が生じている。反対。

<事務局>

48号議案に係る発言は討論なのか。

<立花委員>

討論ではない。今後の会派内での調整にもよるが修正案提出の可能性について言及したものである。

<藤本委員>

2号議案について、国保財政の厳しさは理解しているが、今後、安易に資金不足で値上げを考えない、と留意していただき今回は認める。

4号議案、6号議案及び7号議案について、今後、予算の増大が見込まれる。受益者の負担が増加しない努力を求める。

11号議案について、医師の安定確保が根本的な課題であり全力で対応されたい。

48号議案について、全年齢200円負担の要望は理解するが、一歩前進と評価する。

概ね全体として賛成。

[採決]

|        |    |    |              |
|--------|----|----|--------------|
| 第2号議案  | 挙手 | 全員 | 可決           |
| 第4号議案  | 挙手 | 全員 | 可決           |
| 第6号議案  | 挙手 | 全員 | 可決           |
| 第7号議案  | 挙手 | 多数 | 可決（反対：苗村、立花） |
| 第11号議案 | 挙手 | 全員 | 可決           |
| 第48号議案 | 挙手 | 全員 | 可決           |

<明田委員長>

委員長報告における指摘・要望事項等について意見は。

<西口委員>

2号議案について、脳ドックは継続すべきと指摘してはどうか。

<明田委員長>

脳ドック自体は来年度も継続する。自己負担が3割から5割に変更される。自己負担の2割増を取りやめるべきと指摘しているのか。

<西口委員>

そうである。議案には反対ではない。

<明田委員長>

執行部と調整が必要かと考える。自己負担増は国保運営協議会で決定されている

が。

<苗村委員>

国保特別会計予算は議会で審議し決定するものである。

<明田委員長>

執行部の考えもあるのではないか。

<立花委員>

西口委員は予算議案に対し反対ではないが、脳ドックについては自己負担を増やすべきでないとの意見である。一部の委員からそのような意見があったという事実を委員長報告に含めてはどうか。委員全体がその意見に賛成しているものではない。

<西口委員>

それでよい。アピールも含めて、意見があったこと委員長報告に盛り込まれたい。

<明田委員長>

そのようにする。

<藤本委員>

討論で指摘したとおり、2号議案、国保財政について、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れや国への要望等を行い、安易に受益者の負担増に繋がらないように努力願うことを加えられたい。

<酒井副委員長>

個人的に、国保会計での財政調整基金の取り崩しや一般会計からのルール外の繰入は肯定していない。他の委員の考えはどうか。

<竹田委員>

副委員長と同意見である。基金の取り崩しやルール外の繰入は安易に行うべきではない。

<立花委員>

国保会計にはルールがある。予定される歳出に対応するために必要な歳入が導かれる。歳入は、国、府等の負担割合が定められており、それらを除いた部分が保険料として積算される。一般会計からのルール外の繰り入れは国保会計ルール外の取り扱いであり、委員会として意見を付すべき内容ではないと考える。また、基金の取り崩しについて、予算段階で基金は一種の調整機能を有しており、決算すれば取り崩す必要がない場合もある。本予算は藤本委員指摘の「安易」にはあたらないと考える。

<藤本委員>

市民からは保険料が高くて払えないとの声を聞く。ここ2年は基金を取り崩していない。払える国保料とする意味では、国の負担を増やすなど配慮が必要という思いから討論した。安易な基金取り崩しということではなく、現状を認識して運営していく必要がある。

<苗村委員>

来年度国保料の値上げはないことから議案に対して意見はない。委員会での指摘要望ではなく意見があったとすべき。近年、国保料は値上げされているが、同時に一般会計からのルール外の繰り入れ、基金の取り崩しは為されており、それらの努力は今後も続けられたい。そもそも国保制度自体に綻びが生じている。国等に意見をしていくべきである。

<明田委員長>

委員長において意見を整理して案を作成する。

<全員了>

5 陳情・要望について

○違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書

<明田委員長>

本委員会では聞き置く程度とする。

<全員了>

6 その他

○議会報告会での意見・要望等と回答について

<明田委員長>

西別院5について、すでに理事者が対応している。参考とする。

<全員了>

<明田委員長>

西別院6について、報告とする。

<全員了>

<明田委員長>

西別院7について、参考とする。

<全員了>

<明田委員長>

西別院8について、報告とする。

<全員了>

<明田委員長>

本梅5について。

<西口委員>

会場では質問者は納得されている。

<明田委員長>

参考とする。

<全員了>

○議会だよりでの委員会報告内容について

○4月月例開催について

○行政視察について

<明田委員長>

各委員で候補等の検討を進めておいていただきたい。

散会 ～16：27